

盛岡広域振興局長告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年12月22日

盛岡広域振興局長 泉 裕 之

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上米内湯沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市永井1地割48番2地先から2地割19番1地先まで	新	m 39.8～46.5	m 147.6
	旧	34.6～41.2	147.6

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
- (2) 期間 令和2年12月22日から令和3年1月22日まで